

## 法教育推進協議会の協議の状況について

平成19年5月17日

法教育推進協議会

### 第1　はじめに

平成16年11月、法教育の先駆的研究を担った法教育研究会が、法教育の普及・発展の方向性を示す報告書と4つの教材例（法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－」）を発表した。本協議会は、平成17年5月に発足して以来、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえて、学校教育における法教育の実践、教育・法曹関係者による取組み、裁判員制度を題材とした法教育の教材作成等に関する情報交換と今後の在り方について、更なる検討を行ってきた。

その成果として、平成19年2月には、中学生を対象に、生徒自身による模擬裁判を盛り込んだ「裁判員制度を題材とした教育教材」を作成し、また、同年3月、上記の4つの教材例に関して、はじめて法教育に取り組もうという教員の方々に向けたQ&A集及びDVDを作成・公表したところであり、これらを活用することによって、法教育の普及・発展がさらに進むことが期待される。

このような本協議会の取組みも一助となり、法や司法の意義・役割を実感をもって理解し、身に付けることを目指す法教育は、着実に教育現場にも浸透しつつある。また、平成18年の臨時国会において教育基本法が改正され、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」こと（第2条第2号）、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」（同条第3号）などが具体的に教育の目標として掲げられた。これらは、法教育が目指す方向性と軌を一にするものであり、法やルールを守ることの意義や主権者として必要な資質についての教育の必要性等が指摘されていることとあいまって、法教育の重要性は今日に至ってますます高まってきているといえる。

そこで、このような状況を踏まえ、2年にわたる本協議会の協議の状況を

整理することとした。なお、これは本協議会の最終的な結論を示したものではなく、今後、更なる議論の発展・深化に努めていくことは言うまでもない。

## 第2 協議の経過

### 1 論点整理までの経過

本協議会では、法教育研究会報告書が提出された後の法教育をめぐる動きや取組みについてヒアリングを実施し、これに基づいて協議を行った。

そこで検討事項としてあげられたものは、概略以下のとおりである。

- 何を法の基本的な価値、概念あるいは原理・原則として法教育を確立していくかについては、公正、権利、責任、正義などを中核にしながら、関連する価値や概念等との関係を整理していく必要がある。
- 学習能力及び心理的な発達段階に応じて、小学校、中学校、高等学校、大学及び社会教育（生涯学習）の各段階における法教育の在り方を整理していく必要がある。
- 法教育の位置付けについては、発達段階を縦軸と考え、法教育で身に付けるべき基本的な価値及び概念等を横軸と考えて、明確にしていく必要がある。その際、発達段階に応じた到達度について検討するだけでなく、基本的な価値及び概念等を繰り返し教えていくことの必要性についても検討する必要がある。
- 初等中等教育における法教育は、教科等の中で展開していく必要があるところ、その前提として、現在、経済、政治、倫理的内容を扱う教科等に組み入れられている学習内容との相関関係、差異化について検討するともに、法教育の観点から充実を図ることによる既存の教科等への影響、効果についても考えていく必要がある。
- 具体的な法教育の場面として、社会科（必修、選択）、総合的な学習の時間、特別活動などで法教育をどのように展開するか、また、それぞれの教科等をどのように相互に連携させるのかについて検討する必要がある。
- 法教育に関するさまざまな教材が作成・実践される中で、見失ってはならない法教育の本質的部分を明確にしなければならない。そのひとつ

の方法として、報告書の4教材の中核となる部分をより鮮明に打ち出して、他の教材の作成やそれを用いた法教育の実践においても参考にしてもらうことが重要である。そのためには、法教育の基本理念と具体的な4つの教材をつなぐ考え方について、より深く検討を深めていく必要もある。

- 法教育に関する情報の集約及び発信について、いかなる主体が、どのように行っていくか検討する必要がある。
- 学校現場における法教育の実践の拡大を支援するため、教材作成や教室における実際の指導などにおいて、法律実務家がどのような支援をすることが可能か検討する必要がある。
- 法教育研究会は、私法分野についての学習機会の充実を図るため、私法と消費者保護に関する教材を作成したが、今後は消費者保護にとどまることなく、例えば会社と会社、会社と個人といった分野や、あるいは契約以外にも不法行為などの分野について教材化することで、私法分野についての理解をより一層深める必要がある。

## 2 論点整理後の協議の経過

- 平成18年5月に論点整理を発表した後、法の社会的な役割と基本的価値、経済、政治、倫理的内容を扱う教育と法教育との関係、憲法教育及び私法教育の在り方について、専門家の意見を聴取しつつ、協議を行った。
- 小学校における法教育の実践や中学校における裁判員教材を利用した法教育の実践等、教育現場における法教育の在り方について、実践に当たった教員に対するヒアリングを実施して、協議を行った。

## 第3 これまでの検討の内容

### 1 法教育の核となるもの

- (1) 法は、専ら、紛争状態の解決のために、権力によって強制されるものと理解する向きがあり、このような法についての理解が、法教育の普及・発展を妨げているのではないかという指摘がされたところである。  
しかし、実際には、社会生活をよりよく運営していくためにルールがつくられ、人々はそれを守りながら生活をしていることから明らかなよ

うに、法は日常生活の中で機能するのが通常の状態である。それがうまくいかなかったときに紛争が発生し、裁判をはじめとする紛争解決システムが使われる。このような原則・例外の関係を理解させることは、よりもなおさず法の社会的機能の本質を理解させることでもあり、法教育を行う際には非常に重要なポイントとなるものである。

- (2) また、法教育は、法そのものを教えることや、たとえば「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱う」という法に内在する重要な基本的価値を教えるにとどまらず、自由で公正な社会の担い手として必要なものの考え方を身に付けるという、そのねらいに照らして、独立した存在としての個人の尊厳、基本的な自由・平等の保障といった、法が具体的に実現しようとする本質的・実質的な価値をも併せて教えていく必要があるという指摘がされた。

## 2 憲法教育と基本的人権の保障

- (1) 法教育研究会及び本協議会においては、憲法を素材とする法教育の在り方についても検討を行ってきた。法教育研究会報告書は、法教育のねらいのひとつとして、「法によって自らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について十分に認識を深め」ることを掲げ、同時に、「憲法の意義」の教材において、日本国憲法の意義を説明する際には、憲法を守る義務を直接負うのは国の政治を行う者であることを確認することとしている。

- (2) しかし、本協議会の検討の中で、憲法の定める基本的人権が誰との関係で保障されているのかという問題については、現在、学問的に議論のあるところであり、多様な人々が共生するためのルールとして法を理解するにあたっては、国民個人と国家権力との間だけではなく、個人と個人との間でも基本的人権を尊重する必要があると考えるのが適切ではないかという指摘がなされた。

これを受けて、憲法が直接に規律するのはあくまで国家権力の行為であると整理するとしても、国家権力の行使が最終的に国民の意思に基づいて行われる国民主権の下にあっては、基本的人権とは、国民の多数者

といえども侵害してはならない権利であるということを理解させる必要があり、憲法が基礎とする個人の尊厳は、究極的には、国民一人ひとりが相互に尊重しなければならないものであるとの理解を図ることが適當ではないかという議論がなされた。人としての権利が個人相互の間で問題となる場合に、それが憲法の保障する基本的人権に当たるのか、直接には民法の保障する権利なのかという点は、法体系の整理に関する問題を含んでおり、初等中等教育において詳しく学習し、正確な理解を図るべき事項であるとは必ずしもいえない。むしろ、基本的人権とは、多様な人々が共生していく上で相互に尊重しなければならない人として当然の権利であるという基本的な考え方を理解させることが、なによりもまず重要であり、その上で、初等中等教育の段階では、このような意味での基本的人権は、個人相互の間においても尊重すべきであって、それは、憲法の理念にその根源を持つものとして整理することが考えられるところである。

### 3 本協議会において、今後重点的に検討するべき法教育の分野

#### (1) 経済、政治や倫理的内容を扱う教育との関係を踏まえた法教育

ア 法が実現しようとする実質的な価値は、経済、政治、倫理といった、法を取り巻く、あるいは法に関連する様々なことからによって規定される。それゆえ、上記1(2)の指摘のように、法教育において我が国の社会を支える本質的・実質的な価値について指導するためには、法教育と経済、政治、倫理それぞれに関する教育との重なり合いが不可避的に生ずるものである。

イ たとえば、法と経済の関係を見た場合、市場経済システムは自由を前提とするが、ある者の自由は他者の自由と衝突する可能性を内包するものであるので、法による調整機能の担保がなくては自由の十全な保障ができないという関係に立つ。したがって、市場経済システムと法は不可分であるといえるが、市場経済システムを安定したものにするためには法の力のみでは足らず、システムへの参加者の誠実さや相互の信頼といった倫理観が不可欠であるし、システムに異常が生じた場合には司法制度による修復では足りず、政治によるシステムの修正

が不可避となることもあり得る。結局、こうした社会的事象を理解させるためには、法、経済、政治、倫理のいずれの視点からのアプローチも可能である。

また、特に法と政治の関係を見た場合、これらはいずれも表面的には理想を追うものに見えるが、実際には、人間社会には不合理なことや、陰の部分が現実に存在することを正面から認め、ではこれに対処するためにどうすればよいかということを扱うものであり、子どもたちの「生きる力」を育成するために重要な視座を与えるのではないかという指摘もある。

ウ そこで、法教育の普及・発展のために今後検討すべき課題のひとつとして、法教育と経済、政治、倫理的内容を扱う教育との差異を意識しつつ、法教育の観点から経済、政治、倫理的内容を扱う具体的方法を確立することがあげられる。たとえば、法教育研究会報告書の「憲法の意義」の教材は、近代憲法の本質である立憲主義と民主主義を、「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」といった政治に深く関わることからを身近な例を用いて考えさせ、実感として理解させる取組みであるが、憲法の意義を理解させるとともに政治の意義も考えせるものであり、有益な示唆を含むものと考えられる。

## (2) 私法分野における法教育

ア 法教育研究会は、消費者保護との関係という観点から、私法教育についての研究を進め、「私法と消費者保護」という教材に結実させた。これは、契約関係においてトラブルが生じた場合にどのように解決すべきかという対症療法的な視点だけではなく、私的自治の原則ないし契約自由の原則と契約の拘束力という契約の本質について十分な理解を得ることによって、トラブルを未然に防ぐ能力を身につけるという取組みであり、高く評価することができる。

イ 上記2での指摘に通じることであるが、法に関することがらを教育する際には、これまで一般に国家対個人の関係でとらえられることが多く、私人と私人の間の関係を規律する私法は顧みられることが少なかった。民事紛争は、個人の欲得の問題であって、教育において取り

扱われるべきものではないという意識があったのではないかという指摘がされたところである。

しかし、人間は共同体を形成せずにはいられない存在であり、共同体生活においては私人間の利益の衝突が不可避的に発生するものである。私法の領域は、こうした利益の衝突が紛争に発展しないように調整を行うものであるとともに、紛争が生じた場合には、私人が裁判等により権利を実現していくことを通じて、公共の空間を豊かにし、公共の利益を増大させていくことを扱うものである。このような私法のはたらきに鑑みれば、私法分野における法教育の重要性は疑いがないところである。

ウ そこで、本協議会においては、今後私法分野における法教育とその教材の在り方について、検討を進めなければならないと考えるが、その具体的方向性として、現時点では2つのものが提示されている。

○ 第1に、「私法と消費者保護」の取組みをさらに深化させる方向が考えられる。「私法と消費者保護」の教材は、成立した契約を解消できる場合を取り扱っているが、「この場合になぜ契約は解消できることになっているのか」という私法の基本原理に遡って考えさせるまでには至っていないのではないか、という指摘がされている。また、「消費者保護」という観点が強調されてきたが、それは個人相互の生活関係を約束により規律する契約法の一領域に関するものであって、実社会においては、消費者のうちかなり多くの者は、企業で勤務するなど何らかの形で事業者側の立場にも立つものもあるとして、事業者としての立場から見た契約のルールに関する教育の必要性も指摘されるなど、より広い視野から契約に関する法教育について検討する必要があろう。

○ 第2に、契約法に加えて、物権法、不法行為法や企業（法人）法に関する法教育の在り方を検討することが考えられる。たとえば、「所有権絶対の原則」は、社会の財産所有の在り方や取引の在り方を支える基盤として非常に重要であるし、「過失責任の原則」は、複雑化する社会において自由な行動を保障する制度として必要不可

欠なものである。これらの領域についての法教育を発展させていくに当たっては、教材の在り方を検討することも必要になってくるものと思われる。

エ これらの方針を含め、本協議会においては、私法分野における法教育の在り方についての検討を、今後さらに進めていくこととする。

#### 4 発達段階に応じた法教育の在り方について

発達段階に応じた法教育については、法教育研究会報告書においても一般的な考え方が示されているが、今後はその具体的な在り方を検討する必要がある。そのためには、専門家の意見を聴取することにとどまることなく、教育現場における試行と検証を繰り返しながら実践的に進めていかなければならない。

そこで、本協議会においては、関係機関の協力を得つつ、従前より重点を置いてきた中学校のみならず、小学校、高等学校における法教育の取組みを支援しながら、発達段階に応じた法教育の在り方について、重点的に検討していくこととする。

#### 5 裁判員制度を題材とした法教育について

平成21年5月までに裁判員制度が実施されることから、関係諸機関において準備が活発に行われているが、将来における制度の定着と安定的運用のために法教育が果たすべき役割は大きい。本協議会は、教育現場における実践と検証を繰り返し、「裁判員制度を題材とした教育教材」を完成させるに至ったが、今後とも、この教育教材の利用状況を踏まえつつ、必要に応じて裁判員制度を題材とした法教育の在り方について検討することとする。

#### 6 地域や家庭における法教育の推進の在り方について

法や司法の意義を実感として理解する法教育は、社会全体にあまねく定着することによってその機能を十全に發揮することから、学校教育における普及・発展だけでなく、家庭教育や社会教育（生涯学習）の場面での普及・発展を図ることが望まれる。そして、家庭教育や社会教育において法教育を根付かせるためには、地域及び家庭に向けて法教育を継続的に発信していく必要がある。本協議会においても、地域における法教育を支える

発信基地をどのような形でどこに置くべきか、また、その活動の在り方について、必要な検討を行うこととする。

## 7 その他

以上に掲げたもののほか、今後検討を要する主要な事項として、次のような課題が指摘された。

- 学習指導要領の改訂状況を踏まえた法教育の推進の在り方
- 学校教育における法教育と経済や政治、倫理的内容を扱う教育との連携の強化と、その成果の法学・政治学・経済学・倫理学へのフィードバック
- 大学の教育学部における法教育関連の取組みの強化
- 民間における法教育教材作成の支援の在り方

## 第4 おわりに

法教育の普及・発展については、上述の検討事項について本協議会で引き続き検討を行うことにとどまることなく、教育現場における実践をさらに進めていくことが重要である。そのためには、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本司法支援センター（法テラス）、日本弁護士連合会・各弁護士連合会・単位弁護士会、日本司法書士会連合会・単位司法書士会といった関係機関での取組みが不可欠である。

今後も、関係諸機関における活発な取組みを期待し、本協議会でもその成果を積極的に利用しながら、法教育の推進に向けて、様々な取組みを行っていかなければならない。